

平成 25 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(行財政局, 産業振興局, 建設局, 住宅都市局, 教育委員会事務局)

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算		
<p>ア 工事資材数量の積算の誤り</p> <p>本工事は、中央区の小学校・中学校の改築工事である。</p> <p>建築工事では、主要資材の数量は設計図面をもとに算出することとしており、積算では現場条件や施工方法を適切に反映する必要がある。</p> <p>しかし、本工事では設計段階で支持地盤の精査により杭の実長が変更となったが、杭の打ち手間の数量を変更していなかったため、打ち手間が過大となっていた。</p> <p>工事積算における数量算出は正確に行うべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.54 上筒井小学校・筒井台中学校校舎改築工事]</p>	<p>これは、積算業務において、材料と施工手間といった関連する項目の数量の確認が不十分であったため、積算に反映できなかったことが原因である。</p> <p>こういった積算ミスをなくす取り組みとして、これまでも「設計事務所用の積算チェックリスト」を作成し、積算ミスをなくす取り組みを行っているところであるが、平成 25 年度より、試行的に積算照査専門の嘱託職員を配置し、積算のチェック体制を充実させているところである。</p> <p>再びこのようなことが生じないように、平成 26 年 3 月 6 日, 10 日に課内研修を行い、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算		
<p>イ 作業数量の積算の誤り</p> <p>本工事は、東灘区の下水処理施設の設備更新工事である。</p> <p>設備更新に伴う配管等の撤去において、内部に滞留する可燃性ガスが爆発しない濃度にするため、窒素ガスを注入する作業が必要である。この作業費を算出するには、配管等の容積から注入するガスの必要容量を求め、窒素ガスに置き換える施工単価を乗じて積算する。</p> <p>しかし、本工事では注入する窒素ガスの数量に誤りがあり、本作業費が過小となっていた。</p> <p>工事積算における数量算出は正確に行うべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[No.35 東灘処理場 消化ガス設備工事]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、窒素ガスによる置換作業の認識不足が原因である。</p> <p>今回の設備工事に関する指摘については、平成 26 年 3 月 3 日の『設計・監督担当者勉強会』および平成 26 年 3 月 6 日に実施された下水道施設に関する部署の機械・電気の係長級で行われる『施設部会』において、指摘内容と今後の対応について周知した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算		
<p>ウ 残土処分費の積算の誤り</p> <p>本工事は、兵庫区の中学校の改築工事である。</p> <p>建築工事に伴い発生する残土の搬出先については、特記仕様書で指定しており、本工事では、ポートアイランド沖に搬出することとしていた。この場合、残土処分費の積算は、ポートアイランド沖での処分費と現場からの運搬費を足した金額を計上する必要がある。</p> <p>しかし、残土処分費の積算に関して、以下のよう な誤りがあった。</p> <p>工事積算は正確に行うべきである。</p> <p>1) 地盤改良に伴う残土処分の積算において、処分費と運搬費の標準単価を採用せず、専門工事業者から徴集した調査価格を採用していたため、過大となっていた。</p> <p>2) 残土の運搬費は、運搬する距離やD I D（人口集中地区）区間の有無に応じて標準単価が定められているが、特殊基礎工事・土工事等の残土処分について、運搬費の単価の採用を誤っていたため、過小となっていた。</p> <p>（都市計画総局建築技術部建築課） [No.56 夢野中学校改築工事]</p>	<p>1) は、神戸市建築工事積算要領に基づいて、標準単価を採用して積算すべきところを、調査価格を採用し、積算したことが原因である。</p> <p>2) は、正確に処分地までの運搬経路を想定し、距離を測定すべきところを、確認不足で、距離が異なったこと及びD I D区間の適用を間違っ て運搬費の単価を採用したことが原因である。</p> <p>こういった積算ミスをなくす取り組みとして、これまでも「設計事務所用の積算チェックリスト」を作成し、積算ミスを無くす取り組みを行っているところであるが、平成 25 年度より、試行的に積算照査専門の嘱託職員を配置し、積算のチェック体制を充実させているところである。</p> <p>再びこのようなことが生じないように、平成 26 年 3 月 6 日、10 日に課内研修を行い、周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算		
<p>エ 設計変更での積算の誤り</p> <p>本工事は、長田区の保育所の新築工事である。</p> <p>所管課との協議により、遊戯室の暗幕が当初設計で1か所であったものを、設計変更で2か所追加し、その積算にあたって、当初設計の暗幕の単価に面積比を乗じて追加の暗幕の単価を算出した。</p> <p>しかし、その面積比の数値を取り違えたために、暗幕の費用が過大となっていた。</p> <p>工事積算は正確に行うべきである。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.57 (仮称)駒ヶ林・新長田保育所新築工事]</p>	<p>これは、追加の暗幕の単価を算出する際に、当初設計であった暗幕の単価に、誤った面積比を乗じて算出したことが原因である。</p> <p>こういった積算ミスをなくす取り組みとして、これまでも「設計事務所用の積算チェックリスト」を作成し、積算ミスを無くす取り組みを行っているところであるが、平成25年度より、試行的に積算照査専門の嘱託職員を配置し、積算のチェック体制を充実させているところである。</p> <p>再びこのようなことが生じないように、平成26年3月6日、10日に課内研修を行い、周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算		
<p>オ 機器鋼製架台の採用単価の誤り</p> <p>本工事は、中央区の小学校・中学校の改築機械設備工事である。</p> <p>「神戸市建築機械設備工事積算基準」では、一般機器、材料等の単価は製造者から徴集する調査価格をもとに採用単価を定めることとしている。</p> <p>しかし、本工事では冷暖房用室外機の設置に用いる鋼製架台の積算において、採用単価の算出を誤ったため過小となっていた。</p> <p>適切な採用単価で積算すべきである。 (都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.71 上筒井小学校・筒井台中学校校舎改築機械設備工事]</p>	<p>機器鋼製架台の積算において、既製品の架台は、エアコンと同じ査定率を使用しているが、本工事のような製作が必要な架台は、「一般機器・材料」の査定率を使用することとしている。本件では、そのあたりの区別ができていなかったことが原因である。</p> <p>このような誤りを無くするため、平成26年2月27日の課内会議において、見積の査定率の取り扱いについてあらためて研修を行った。また、既に課内で運用している「設計・積算チェックリスト」に指摘項目を追記し、同じ過ちを起さぬよう改定を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 積算</p>		
<p>カ 埋戻工の施工条件</p> <p>本工事は、三宮南地区の浸水対策におけるポンプ場の放流渠の築造工事であり、放流渠のシールドの発進や到達などのために立坑を掘削している。シールド完了後の立坑には管理用の人孔を築造するため、躯体のコンクリートを施工したのち土砂を埋戻しする設計となっている。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、埋戻（標準的土工）は埋戻幅により4種類の条件に区分されており、選択する条件により使用する機械と施工効率が違うため、積算単価が異なっている。</p> <p>しかし、本工事では埋戻幅を「最大埋戻幅\geq4m」とすべきところを「1m\leq最大埋戻幅$<$4m」としていたため過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件に基づき適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[No.21 中突堤ポンプ場放流渠築造工事(その2)]</p>	<p>現場の施工条件に基づき適切に積算すべきところ、その選定を誤って積算したことが原因である。</p> <p>こうした誤りをなくすため平成26年3月19日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例を説明し、関係部署に周知した。</p> <p>その後、設計担当課では平成26年3月24日に、担当者に周知徹底した。</p> <p>また、施工条件の修正に関しては、請負人と協議し、設計変更で対応することとなった。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 契約</p>		
<p>ア 下請負人届の提出</p> <p>「神戸市工事請負契約約款」によれば，請負人は下請負人を決定したときは，直ちに本市にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならないとされている。</p> <p>この規定に基づく下請負人届は，当初・変更・最終があり，工事中に下請負人の追加・変更などがあった場合には速やかに変更の届を提出することとされている。</p> <p>しかし，以下の工事では下請負人届が規定通りに提出されていなかった。</p> <p>約款に基づき提出するよう，請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>① 下請負人が追加されていたが，その一部について届が提出されていなかったもの (建設局中央水環境センター管理課) [No.23 新南駒栄ポンプ場放流渠築造工事(その2)]</p> <p>② 下請負人が追加されていたが，その一部について変更の届が提出されていなかったもの (建設局西水環境センター管理課) [No.8 垂水処理場場内整備工事(その3-2)] [No.18 垂水東中学校他下流污水管改良工事] (都市計画総局建築技術部設備課) [No.77 夢野中学校改築機械設備工事]</p> <p>③ 下請負人の追加による変更の届が提出されていたが，その一部について提出が遅れていたもの (建設局中央水環境センター管理課) [No.24 南駒栄遮集幹線築造工事(その4)]</p>	<p>(建設局)</p> <p>① 下請負人届は，工事請負契約約款に記載されているとおりに提出するよう指導していたが，結果として一部の下請負人届の未提出があった。</p> <p>平成26年3月19日開催の下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で説明し，その後平成26年3月25日に開催した係会議においても，事例を説明するとともに，担当者への周知を図り再発防止を徹底した。</p> <p>さらに平成26年4月16日開催の請負人を集めた工事連絡会において，施工中の請負人に再指導を行った。</p> <p>(建設局中央水環境センター管理課)</p> <p>② 下請負人届は，工事請負契約約款に記載されているとおりに提出するよう指導していたが，結果として一部の下請負人届の未提出があった。</p> <p>平成26年2月26日に請負人を集めた『工事連絡会』を開催し，指摘事項について説明を行い，下請負人の追加・変更があった場合は早急の下請負人届を提出するよう指導した。</p> <p>また，平成26年2月27日に保全係会議にて研修を行い，指摘事項が再発しないよう施工体制確認の際に，下請負人届の提出状況も確認し，不適切な場合は業者指導するよう担当者へ周知徹底した。</p> <p>(建設局西水環境センター管理課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 契約		
ア 下請負人届の提出	<p>③ 下請負人届は, 工事請負契約約款に記載されているとおりに提出するよう指導していたが, 結果として一部の下請負人届の遅延があった。</p> <p>平成 26 年 3 月 19 日開催の下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で説明し, その後平成 26 年 3 月 25 日に開催した係会議においても, 事例を説明するとともに, 担当者への周知を図り再発防止を徹底した。さらに平成 26 年 4 月 16 日開催の請負人を集めた工事連絡会において, 施工中の請負人に再指導を行った。</p> <p style="text-align: center;">(建設局中央水環境センター管理課)</p> <p style="text-align: center;">(住宅都市局)</p> <p>② これは, 請負人が, 1 社のみの変更であったことから大幅な変更にあたらないと解釈し, 変更届を提出していなかったことが原因である。</p> <p>今後このような手続きの不備を繰り返さないよう, 平成 26 年 2 月 27 日の課内会議において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 契約</p>		
<p>イ その他請負契約約款の徹底</p> <p>本業務は、市役所1号館の窓清掃用ゴンドラの定期点検整備を行うものである。</p> <p>「その他請負契約約款」では、「請負人は本市の書面による事前の承諾なくして、この契約の一部を他人に履行させてはならない」と定められている。</p> <p>しかし、本業務では下請負人に契約の一部を履行させていたにもかかわらず書面による事前の承諾がなかった。</p> <p>約款に基づき適切に契約を履行するよう請負人を指導すべきである。</p> <p>(行財政局行政監察部庶務課)</p> <p>[No.2 本庁舎ゴンドラ制御盤他整備業務]</p>	<p>このたびの件を受け、請負人及び発注者が契約約款を相互に再度確認した。</p> <p>そして、平成25年12月12日(木)の係内会議においても、契約約款の内容を確認し、契約約款の遵守について、周知徹底を図った。</p> <p>平成26年度発注仕様書には下請負人を使用する場合は、事前の承諾を得るよう記載した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 施工</p>		
<p>ア 施工体制台帳の提出</p> <p>「建設業法」では，請負人は施工体制台帳を整備しなければならないとされており，さらに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき，作成された施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし，以下の工事では施工体制台帳等が規定どおり提出されていなかった。</p> <p>法令等に基づき適正かつ適切に書類を提出するよう請負人を指導すべきである。</p> <p>① 施工体制台帳の写しの提出はされていたが，下請負人の一部について，記載されていなかったもの (建設局東水環境センター管理課) [No.22 中突堤西遮集幹線築造工事]</p> <p>② 施工体制台帳の写しの提出はされていたが，下請負人の一部について，下請負人の追加があった時点で変更が提出されていなかった。また，下請負人届についても下請負人の追加があった時点で変更が提出されていなかったもの (建設局西部建設事務所) [No.48 新長田駅南2号線街路築造工事]</p> <p>③ 施工体制台帳の写しの提出はされていたが，下請負人の一部について記載されていなかった。また，下請負人届においても記載がなかったもの (都市計画総局建築技術部設備課) [No.78 夢野中学校改築電気設備工事]</p>	<p>(建設局)</p> <p>① 本指摘事項が発生したのは，請負人の法令順守に対する意識が欠如していたこと及び請負人への指導が徹底できていなかったことが原因である。</p> <p>平成26年3月19日開催の請負人を集めた「工事連絡会」で，施工中の請負人に対し文書にて指導を行うとともに，当センターで策定している「安全管理重点項目」に盛り込むことで，監督員への周知徹底を行った。</p> <p>(建設局東水環境センター管理課)</p> <p>② 西部建設事務所において平成26年2月19日に工事担当者による勉強会を行い，今後「神戸市土木工事共通仕様書」に基づき，施工体制台帳の変更が適切になされるよう工事請負人に対して厳しく指導を行っていくよう周知徹底した。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>(住宅都市局)</p> <p>③ これは，施工体制台帳，下請負人届とともに，全ての下請負人を記載しなければならないにもかかわらず，請負人が，当該下請負人の工事内容が半日程度の小規模な工事であることから，記載しなくてよいものと誤って判断したことが原因である。</p> <p>今後このような書類の記載不備を繰り返さないよう，平成26年2月27日の課内会議において，施工体制台帳並びに下請負人届の手続きの再確認を行い，あわせて監督員の役割についても周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
<p>イ 防火区画の貫通処理</p> <p>本工事は、西区の下水処理施設の電気設備更新工事である。</p> <p>「建築基準法施行令」によれば、防火区画を貫通する配電管等の構造は、それぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造るか、又は国土交通大臣の認定を受けた工法で造ることとされている。</p> <p>しかし、本工事ではアルミ製ケーブルラックが防火区画を貫通したまま処理されており、その処理方法は認定を受けた工法でなかった。</p> <p>法令に基づき適正に施工すべきである。</p> <p>※防火区画</p> <p>建築物内部で火災が発生したときに、火災を一定の範囲内に止めて、他に拡大しないようにするために、耐火構造の床、壁、防火設備で建築物をいくつかの部分に区画すること。また、その区画を構成する壁、床、防火戸のこと。</p> <p>(建設局西水環境センター西神施設課)</p> <p>[No.44 玉津処理場 5～8 池砂ろ過電気設備工事]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、請負人においては、防火区画処理の方法について認識が不十分であったこと、また、発注者として書面等の確認はしていたものの当該箇所の施工確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>本件については、請負業者と調整し、平成26年1月に適正な工法にて施工した。</p> <p>また平成26年3月3日に『機械・電気設計監督担当者勉強会』を開催し、指摘事項の内容を説明して、『防火区画処理工チェックリスト』を作成し運用することを、各所属の機械・電気担当者に周知徹底した。</p> <p>平成26年3月6日に実施された下水道施設に関する部署の機械・電気の係長級で行われる『施設部会』において、再度指摘事項の内容を説明し、各所属に周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
<p>ウ 指定路線における検定合格警備員の未配置</p> <p>本工事は，土地区画整理事業区域における街区整備工事等の単価契約工事である。</p> <p>工事で交通誘導員を設置する場合，「兵庫県公安委員会告示第 139 号」で指定する路線においては，「警備業法」第 18 条に基づく検定合格警備員の配置が義務付けられている。</p> <p>しかし，本工事では指定路線で交通誘導員の設置が必要な工事を施工していたが，検定合格警備員が配置されていなかった。</p> <p>法令を遵守するよう，請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>(都市計画総局市街地整備部都市整備課) (建設局中部建設事務所)</p> <p>[No.50 平成 24 年度街路築造及び舗装工事(第 2 期)]</p>	<p>(住宅都市局)</p> <p>平成 26 年 3 月 13 日に都市整備課内において勉強会を開催し，指定路線の確認及び請負人への指導を徹底するよう周知を行った。</p> <p>また，平成 26 年度街路築造及び舗装工事(第 1 期)の請負人に対して，平成 26 年 3 月 25 日に提出書類等の確認とともに，検定合格警備員の配置について徹底するよう指示を行った。</p> <p>(建設局)</p> <p>工事請負人の安全管理・法令遵守に対する意識の低さ，及び工事請負人に対する監督員の指導が不十分であったことが原因である。</p> <p>中部建設事務所において，平成 26 年 2 月 4 日に工事担当者による勉強会を開催し，指定路線の再確認及び法令遵守を改めて周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
<p>エ 角落し収納倉庫の道路占用手続き</p> <p>本工事は、東灘区の要玄寺川に架かる深田橋に角落しを設置する工事である。</p> <p>「道路法」では、道路に同法第 32 条各号に規定されている工作物の設置等をする場合は、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では水防管理者が管理する角落しの資材を収納するための倉庫を道路上に設置するため道路管理者との協議を行い許可を得ていたものの、書面による申請手続きが行われていなかった。</p> <p>法令を遵守し手続きを適正に行うべきである。 (建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.32 深田橋他 1 橋角落し設置工事]</p>	<p>道路法第 32 条の規定に基づき、道路管理者と協議を行い口頭で設置の許可を得ていたが、書面による申請手続きを怠っていた。</p> <p>平成 26 年 2 月 27 日、道路管理者へ道路法第 32 条の規定により書面にて許可を申請し、平成 26 年 3 月 3 日付けで許可された。</p> <p>今回の内容については、平成 26 年 2 月 14 日に東部建設事務所内で勉強会を開催し、周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
<p>オ 道路の掘削・埋戻し</p> <p>本工事は、中央区における汚水管路の改築更新工事である。</p> <p>道路において開削工法により下水道管等の占用物件の整備を行う際には、地表面から掘削し、復旧においては十分な締固めによる埋戻し等を地表面まで行うことが原則とされている。</p> <p>しかし、本工事の一部で開削工法による取付管の整備が行われていたが、その施工において道路を掘削する際、舗装部分については地表面から掘削をしていたが、街渠等の部分については、これらの取り壊しを行わないで、横方向からこれらの下部の掘削を行い管の据え付けを行っていた。そのため、道路の復旧の際には、街渠等の基礎の部分の復旧や十分な土の締固めができない状態での埋戻しが行われていた。</p> <p>道路の掘削・埋戻しは、十分な土の締固めを行うなど適切に施工すべきである。</p> <p>(建設局東水環境センター管理課)</p> <p>[No.12 生田町地区他汚水管改築更新工事(その1)]</p> <p>[No.13 生田町地区他汚水管改築更新工事(その2)]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、歩道部の長期占用が難しく、街渠を存置して掘削・埋戻しを行っていたことが原因である。</p> <p>平成26年3月19日開催の請負人を集めた「工事連絡会」で、施工中の請負人に対し文書にて指導を行うとともに、当センターで策定している「安全管理重点項目」に盛り込むことで、監督員への周知徹底を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 施工</p>		
<p>カ 工事の安全管理</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから，平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された。その後，各局による取り組みの効果などもあり，事故発生の沈静化をうけ平成 24 年 9 月 10 日に「宣言」が解除された。</p> <p>しかし，以下の事例は安全にかかる不徹底であり，宣言は解除されたが引き続き必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに，請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 道路上の工事については，「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を設置しなければならないが，不十分であったもの (建設局中央水環境センター管理課) [No.15 西出町地区他污水管改築更新工事(その 2)] (建設局東部建設事務所) [No.32 深田橋他 1 橋角落し設置工事] (建設局西部建設事務所) [No.48 新長田駅南 2 号線街路築造工事] (都市計画総局建築技術部技術管理課) [No.49 夢野中学校運動場整備工事]</p> <p>② 車両の通行を想定していない歩道において，路面の保護なしに工事用車両を乗り入れて作業を行っており，舗装材等が破損する可能性があったもの (建設局東水環境センター管理課) [No.11 鶴甲地区他污水管改良工事] [No.12 生田町地区他污水管改築更新工事(その 1)]</p>	<p>(産業振興局) [No.5]</p> <p>③ 本指摘事項が発生したのは，監督員が，過去の事例などにより，通常パイプラインが，地表から 1.2m 程度の位置に埋設されていることから，土留め等の機材の準備が不要であるという思い込みをしたことと，掘削深さが 1.5m を超えた時点で，工事を中止すべきところ，夕刻に差し掛かり，埋戻しまで当日中に完了させることを急いだため，安全対策がおろそかになったことが原因である。</p> <p>今回の指摘内容については，平成 26 年 2 月 10 日に土木技術職員を招集して，課内会議を開き，資料の説明を行うとともに，周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
カ 工事の安全管理		
<p>③ 工事において地盤を掘削する際，その深さが 1.5 m を超える場合には，土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，土留めを行うこととしているが，適切な土留めが施工されていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.59 小部小学校エレベーター棟増築他工事] (産業振興局農政部計画課) [No.5 塩田パイプライン入替工事]</p> <p>④ 沈殿池の鉄蓋の枠の取替えの際，開口部からの墜落防止の措置が不十分であったもの (建設局西水環境センター管理課) [No.9 玉津処理場最初沈殿池(東2系)防食被覆改修工事]</p>	<p>(建設局) [No.15]</p> <p>① 本指摘事項が発生したのは，道路上の工事について「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき，作業区域を区分する必要があったにもかかわらず，安全対策への配慮が十分で無かった事が原因である。</p> <p>平成 26 年 3 月 19 日開催の下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で説明し，その後平成 26 年 3 月 25 日に開催した係会議においても，事例を説明するとともに，安全対策への重要性について，担当者への周知を図り再発防止を徹底した。さらに平成 26 年 4 月 16 日開催の請負人を集めた工事連絡会において，施工中の請負人に再指導を行った。</p> <p>(建設局中央水環境センター管理課)</p>	措置済
	<p>[No.32]</p> <p>① 本指摘事項が発生したのは，道路上の工事について「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき，作業区域を区分する必要があったにもかかわらず，安全対策への配慮が十分で無かった事が原因である。今回の内容については，平成 26 年 2 月 14 日に東部建設事務所内で勉強会を開催し，周知徹底した。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
カ 工事の安全管理	<p data-bbox="804 394 863 421">[No.9]</p> <p data-bbox="791 443 1262 566">④ 本指摘事項が発生したのは、開口部からの墜落防止についての安全管理への認識が十分でなかったのが原因である。</p> <p data-bbox="791 589 1262 757">平成 26 年 2 月 26 日に請負人を集めた『工事連絡会』を開催し、指摘事項及び他工事で発生した事故例等を基に安全管理について講習し再確認を行った。</p> <p data-bbox="791 779 1262 902">また、平成 26 年 2 月 27 日に保全係会議においても同様の講習を行い、安全管理について担当者に周知徹底した。</p> <p data-bbox="927 925 1238 952">(建設局西水環境センター管理課)</p> <p data-bbox="804 1019 948 1046">(住宅都市局)</p> <p data-bbox="804 1068 879 1095">[No.49]</p> <p data-bbox="791 1117 1262 1473">① 工事発注後に中学校側からの要請によって追加した中学校周辺の樹木の剪定等の作業であり、敷地内からの施工が困難であったため、外周の公道から高所作業車によって施工することとしたものである。短期間(1日間)の作業でもあったため、請負人の指導が行き届かず安全対策等が不十分であった。</p> <p data-bbox="791 1496 1262 1861">今後の発注工事の安全対策等については、たとえ追加の工種であっても着工前に具体の施工方法についての十分な請負人との調整を行い施工計画に反映させるとともに十分な指導・監督を行い事故の未然防止に努めていくことを、平成 26 年 2 月 6 日の課内工事担当職員による打合せにより確認した。</p>	<p data-bbox="1305 394 1380 421">措置済</p> <p data-bbox="1305 1068 1380 1095">措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
カ 工事の安全管理	<p>[No.59]</p> <p>③ 地盤の土質について確認が不十分なまま，山留め工事が不必要な土質と判断し，単管と合板による簡易な養生とし，土質に応じた山留めの構造検討が不足していたことが原因である。</p> <p>再びこのようなミスが生じないよう，平成26年3月6日，10日に課内研修を行い，掘削工事や山留め工事について関係する法令や配慮すべき事項を確認し，課内全員に周知徹底を図った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
<p>キ 安全訓練の実施</p> <p>本工事は、北区の河川の単価契約工事である。</p> <p>建設現場における事故の発生は、作業員の不注意や安全確認の不足が原因の一つである。</p> <p>「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、工事中の安全対策の一環として、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、定期的に安全に関する研修や訓練を実施し、その実施状況を提出するよう定めている。</p> <p>しかし、本工事では安全に関する研修や訓練の実施状況に不十分なものが見られた。</p> <p>安全に関する研修や訓練は工事事務所事故予防のための重要な対策であることをふまえ、適切に実施されていることを確認し、必要に応じ請負人を指導すべきである。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.34 平成 24 年度河川等単価契約工事(その 2)]</p>	<p>本工事においては、「神戸市土木工事共通仕様書」による安全対策の一環である定期的な安全に関する研修や訓練の実施状況が不十分だった。</p> <p>今回の内容については、平成 26 年 2 月 14 日に北建設事務所内で勉強会を開催し、周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 施工		
<p>ク 建設業退職金共済制度の共済手帳のコピー</p> <p>「神戸市土木工事共通仕様書」によれば，請負人は建設業退職金共済制度（以下，「建退共」という。）に加入し，工事契約後に建退共の掛金収納書を提出しなければならないと規定している。一方，「神戸市土木工事書類作成マニュアル」では，監督員は建退共加入の有無を確認し，さらに共済証紙の購入・管理・配布状況を把握する場合，原則として施工プロセスのチェックリストにより，必要な場合，共済証紙の受払簿等の提出を求めることができるが，共済手帳のコピーの提出を求めてはいけないとしている。</p> <p>しかし，以下の工事では共済手帳のコピーが工事書類として提出されていた。共済手帳には被共済者番号・被共済者氏名・証紙貼付実績等が記載されており，工事書類として共済手帳のコピーを発注者が請求または受け取ることは個人情報保護の観点から適切ではない。</p> <p>建退共の趣旨を理解して必要な確認をする一方で，不必要な個人情報に関する書類は受け取らないようにすべきである。</p> <p>(産業振興局農政部計画課) [No.5 塩田パンプライン入替工事] (建設局東水環境センター管理課) [No.20 中突堤ポンプ場放流渠築造工事(その1)]</p>	<p>(産業振興局)</p> <p>本指摘事項が発生したのは，監督員が本来確認すべき，建退共への加入状況の書類を請負人から受理した際，誤って提出された共済手帳のコピーを発見できなかったことが原因である。</p> <p>今回の指摘内容については，平成 26 年 2 月 10 日に土木技術職員を招集して，課内会議を開き，資料の説明を行うとともに，周知徹底した。</p> <p>(建設局)</p> <p>本指摘事項が発生したのは，適正な書類の提出について，認識が不足していたことが原因である。</p> <p>平成 26 年 3 月 19 日開催の請負人を集めた「工事連絡会」で，施工中の請負人に対し文書にて指導を行うとともに，当センターで策定している「安全管理重点項目」に盛り込むことで，監督員への周知徹底を行った。</p> <p>なお平成 26 年 2 月 4 日に，共済手帳のコピーを請負人に返却した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 維持管理</p>		
<p>ア 消防用設備等の不具合箇所の処置</p> <p>本業務は、須磨区、垂水区、西区の学校園、教育施設、文化財整理室等の消防設備等の機器点検を行うものである。</p> <p>「消防法」では、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し及び維持しなければならないとされており、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するためにも、日頃の維持管理が非常に重要である。教育委員会事務局では各施設の消防用設備の点検を一部の施設を除いて学校整備課で契約を行い、定期点検の結果において不具合箇所が見つかった場合は、各施設の管理者が修繕等の維持管理の対応を行うこととしている。</p> <p>平成 23 年度の工事定期監査においても、ポンプ室の扉が不具合により立ち入ることができなかったため、一部の機器において法令に基づいた点検を行っていなかったことを指摘しており、その措置として研修会等で施設管理者に対し、不良箇所の指摘がある場合は速やかに改善を行うよう、また法定点検の認識や改修方法の説明を行い、周知を図ったと報告されている。</p> <p>しかし、本業務では請負人から各施設の管理者や学校整備課に対して不具合箇所の報告がされていたにもかかわらず、施設の管理者の認識不足、施設毎に配分された修繕等の予算が足りないという理由から一部の施設において速やかな改善が行われていなかった。</p> <p>点検業務の結果に基づき、修繕すべき箇所は速やかに処置を行い、適切な維持管理を行うべきである。</p> <p>(教育委員会事務局総務部学校整備課) (教育委員会事務局社会教育部文化財課) (教育委員会事務局工業高等専門学校)</p>	<p>消防設備等の点検業務に基づく不具合箇所への対応としては、平成 25 年度中に概ね完了しているが、一部、専門業者による調査が必要なものや、機器調達に時間を要するものがあることから、引き続き対応を進めており、平成 26 年 6 月には全て完了する予定である。</p> <p>施設の管理者の認識不足に対する対応としては、平成 26 年度学校園予算説明会(4 月 10 日、14 日、15 日)において、学校園の責任者である学校長に対し、防火管理者の責任及び消防用設備の適切な維持管理方法並びに消防用設備の具体的な修繕方法について説明を行うとともに、学校園への配分予算の執行に関し、消防用設備の不具合箇所が発見された場合は、優先して修繕等の予算執行を行うよう指示した。</p> <p>また、7 月に開催を予定している学校改修業務に関する技術研修会(7 月 9 日、10 日)において消防局から講師を迎え防火管理者の責務の重要性についての講習を予定している。</p> <p>今後、消防設備等の点検業務により不具合箇所が見つかった施設に対しては、施設管理者に対して定期的に修繕対応の状況について報告を求め、学校整備課にて確認作業を進めるとともに、学校園への配分予算では対応できないもの、あるいは技術的に高度な対応を求められるもの等については、学校整備課にて施設管理者への助言を行うとともに必要に応じて予算措置等を行い適切な維持管理に努めていく。</p>	<p>措置方針</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 維持管理</p>		
<p>ア 消防用設備等の不具合箇所の処置</p> <p>[No.97 学校園他消防設備等点検業務(その4)]</p> <p>[No.98 学校園他消防設備等点検業務(その5)]</p>		

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p>		
<p>ア 効果的な道路バリアフリーの設計（設計）</p> <p>本工事は、長田区の再開発事業区域における街路及び電線共同溝の整備工事である。</p> <p>本市では、すべての人にとって使いやすい道路となるよう「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を策定し、様々な道路整備に適用している。</p> <p>しかし、本工事後、交差点内の公園出入口のある歩道上の中ほどに電柱が残された状況が見られた。当該箇所は歩行者や自転車が輻輳する箇所であるにもかかわらず、電線共同溝への入線及び電柱の撤去まで数年を要する見込みとされており、占用物件の移転・改築に関する事前の協議・調整が十分ではなかったと考えられる。</p> <p>すべての人にとって使いやすい道路とするため、電柱の移転・改築等を速やかに行うことが望ましく、占用企業など関係者と適切に協議・調整されるよう要望する。</p> <p>（都市計画総局市街地整備部都市整備課） [No.48 新長田駅南2号線街路築造工事]</p>	<p>再度、早期の電柱移転・改築について、占有者である事業者と平成26年1月30日に協議を行った結果、当該路線の電線共同溝への入線及び抜柱を他路線より優先して進めることで、早期の抜柱を行うことを事業者と確認した。</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p>		
<p>イ 設計時における事前調査（設計）</p> <p>本工事は、中央区の遮集幹線の築造工事であり、三宮南地区浸水対策事業に関する工事である。</p> <p>本遮集幹線は推進工法で計画され、そのルート上には、既存の資料から推進工法の支障となる旧護岸の存在が想定されたことから、当初設計では前処理として、地上からの大口径ボーリング工法により旧護岸を撤去することとしていた。しかし、工事着手後の各種調査において、旧護岸や埋立材に由来すると考えられる巨石が広範囲にわたり分布している可能性が高いことが確認され、人力で撤去しながら推進を行う刃口推進工法への変更を行った。</p> <p>この工法変更に伴い、日当たりの推進量が大幅に減少するとともに、地盤の止水や強度増加のための補助工法が必要となった結果、管路延長が大幅に減少し、工事費が多額の増加となった。</p> <p>以上のように、旧護岸の石などの支障物の有無は推進工法の設計・施工上、重要な変更要因であり、設計に際しては、支障物の状況を把握するため、資料収集及び、旧護岸の存在が想定される範囲のボーリング調査などの事前調査を十分に実施されるよう要望する。</p> <p>（建設局下水道河川部工務課） [No.22 中突堤西遮集幹線築造工事]</p>	<p>設計段階で地中の状態を完全に把握することは非常に困難ではあるが、今後も引き続き資料収集や事前調査を実施し、少しでも多くのことを把握できるよう努めるべく、平成26年3月19日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で、本事例を説明し、各所属において担当者への周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望		
<p>ウ 駐車場の舗装工事の設計（設計）</p> <p>本工事は、西区の小学校の給食室改築工事である。</p> <p>給食室の改築に伴い、周囲の植え込みなどの外構部分もあわせて再整備し、給食用の材料の搬入車等が駐車できるよう、駐車場としての舗装を行った。</p> <p>その際、従前からアスファルト舗装であった部分についても、表層のアスファルトとその下の路盤を含めた打換え工事を駐車場の全面に実施した。</p> <p>しかし、駐車場の使用状況等をみると、このような舗装の打換えを全面に実施するまでの状況ではなかったと考えられる。</p> <p>駐車場の舗装工事を行うにあたっては、工事前後の使用状況等を勘案し、実施すべき工事の内容について詳細に検討した上で、設計されるよう要望する。</p> <p>（都市計画総局建築技術部建築課）</p> <p>[No.60 伊川谷小学校給食室改築工事]</p>	<p>これは、給食室の改築に伴い、アスファルト舗装部分での埋設管の撤去・新設を行うにあたり、併せて駐車場の再整備を行うことになった際、特に路盤について、経済的な設計に関する配慮が不十分であったことが原因である。</p> <p>今回の件について、今後の設計をする際の参考にするため、平成26年3月6日、10日に課内研修を行い、周知徹底を図った。</p>	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望		
<p>エ 車道用マンホール蓋の使用（設計）</p> <p>下水道工事において使用されるマンホール蓋については、規格ごとの使用区分が「神戸市土木工事共通仕様書」に規定されており、車道用として2種類、歩道用として1種類設けられている。</p> <p>そのうち車道用の蓋の使用区分については、それらの規格から設置される道路の車道幅員や交通量等に応じて使い分けすることとされている。</p> <p>しかし、車道用の2種類について工事における使用例をみると、現場条件を考慮するなどの理由により、共通仕様書の使用区分とは異なって使用されているものがあつた。</p> <p>異なった使用をした場合、蓋の耐用年数が短くなることも考えられ、その維持管理の費用も考慮すると、設計の際にはこの使用区分と現場状況等との確認を十分に行われるよう要望する。</p> <p>（建設局下水道河川部工務課）</p>	<p>共通仕様書の使用区分と現場条件に齟齬がないか、確認を十分に行うよう努めるべく、平成26年3月18日に下水道事業の本庁および水環境センターの維持管理担当係長で構成する「サービス部会」で、平成26年3月19日には下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で、本事例を説明し、各所属において担当者への周知徹底を行った。</p>	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望		
<p>オ 小中連携モデル校の設計（設計）</p> <p>本工事は，中央区の小学校及び中学校の小中連携モデル校として一体的に整備する改築電気設備工事である。</p> <p>小学校・中学校の改築に伴い，狭小な敷地の有効利用を図るために小学校・中学校を一体で整備を行い，様々な設備を共用できるよう計画・設計されている。</p> <p>しかし，本工事では共用しても差し支えない電話交換設備やシステムの通信回線に関してそれぞれの小学校・中学校に個別に設置されるよう設計されており，共用すれば将来的な維持管理費の低減が図れる箇所があった。</p> <p>小中連携モデル校の設計を行うにあたっては，その効果を十分に活かすために各所管課間の調整をより緊密にされるよう要望する。</p> <p>（教育委員会総務部学校計画課） （教育委員会総務部教育企画課） （都市計画総局建築技術部設備課）</p> <p>[No.72 上筒井小学校・筒井台中学校校舎改築電気設備工事]</p>	<p>（教育委員会事務局）</p> <p>電話交換設備については共用可能であることから小中学校で共用とし，平成 26 年 2 月 4 日に変更指示を行った。</p> <p>システムの通信回線については，ネットワーク管理や情報セキュリティを考慮し，小・中学校の回線を各々集約することとし，平成 26 年 2 月 4 日に変更指示を行った。</p> <p>また，今後小中連携モデル校の設計を行う場合には，各関係部局及び小中学校とより緊密に調整しながら進めていくこととした。</p> <p>（住宅都市局）</p> <p>本工事は現在工事中の案件であり，電話交換設備については共用可能であることから小中学校で共用とし，平成 26 年 2 月 4 日変更指示を行った。</p> <p>システムの通信回線については，ネットワーク管理や情報セキュリティを考慮し，小・中学校の回線を各々集約することとし，平成 26 年 2 月 4 日に変更指示を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p>		
<p>カ 複数職の監督員の指定（施工）</p> <p>本工事は、兵庫区の特別支援学校の新築工事である。</p> <p>本工事は建築工事として発注し、工事全体の施工管理については指定された建築職の職員が行っていたが、工事の中に道路整備工事等、設計基準・工事監理基準の異なる土木工事と考えられる工種が含まれていた。事務分掌上、市有建築物の建築工事に伴う土木工事の設計、監督等については、技術管理課で行うこととなっているが、本工事の土木工事の部分については、土木職の監督員の指定は行われていなかった。</p> <p>本工事のように、複数の工種にまたがる工事を設計・監督する場合には、責任の所在を明確にするとともに、よりの確な監督業務を行うため、必要に応じてそれぞれの職種について監督員を指定されるよう要望する。</p> <p>（都市計画総局建築技術部建築課） （都市計画総局建築技術部技術管理課） [No.55 （仮称）友生支援学校新築工事]</p>	<p>本工事以降に行われている新築工事については、建築・土木の分割発注または合併入札等によって設計・監督の責任の所在の明確化を図っている。</p>	<p>措置済</p>